

第 1 6 5 号議案

足立区青少年センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区青少年センター条例の一部を改正する条例

足立区青少年センター条例（平成 1 3 年足立区条例第 3 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の表中「西新井一丁目 4 番 1 7 号」を「栗原一丁目 3 番 1 号」
に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

（ 1 ） レクリエーションホール

第 4 条中第 3 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 3 号とする。

第 5 条本文中「次のとおりとする」を「1 月 1 日から同月 4 日まで及
び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日までとする」に改め、同条ただし書中「教
育委員会が」を「教育委員会は、」に改め、同条各号を削る。

第 7 条第 1 項中「施設等」を「施設」に改め、同条第 2 項中「付す」
を「付する」に改める。

第 8 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」改め、
同条第 1 号中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条第 3 号中「前各号のほ
か」を「前 3 号に掲げるもののほか」に改め、同号を同条第 4 号とし、
同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 営利を目的とすると認められるとき。

第 9 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 1 3 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に
改め、同条第 1 号中「第 3 号までの一」を「第 4 号までのいずれか」に
改める。

第 1 4 条第 1 項中「制限されたときも」の次に「、また」を加え、同条第 2 項を削る。

第 1 5 条中「利用に際し施設及び付帯設備並びに資料をき損し、汚損し、滅失し、又は紛失したとき」を「利用に際し、施設及び付帯設備に損害を与えた場合」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設名	午 前	午後 1	午後 2	夜 間	全 日
	午前 9 時～ 午後 0 時	午後 0 時 30 分～午後 3 時	午後 3 時 30 分～午後 6 時	午後 6 時 30 分～午後 9 時 30 分	午前 9 時～ 午後 9 時 30 分
第 1 レ ク リ エーション ホール	2,000 円	2,600 円	2,600 円	3,000 円	9,200 円
第 2 レ ク リ エーション ホール	2,000 円	2,600 円	2,600 円	3,000 円	9,200 円
第 3 レ ク リ エーション ホール	2,300 円	2,900 円	2,900 円	3,500 円	1 万 800 円
第 1 音 楽 室	800 円	900 円	900 円	1,100 円	3,600 円
第 2 音 楽 室	1,200 円	1,500 円	1,500 円	1,800 円	5,400 円
第 3 音 楽 室	800 円	900 円	900 円	1,100 円	3,600 円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 2 以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

青少年センターを移転し、会議室等を廃止するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。